

令和6年度

茨城県民であればどなたでも加入できます

県民交通災害共済

県内全市町村で運営する助け合いの制度

2月1日より
令和6年度の
加入受付
加入開始

見舞金をお支払い
します

交通事故で死傷した方に
通院【入院】**3日目**から!



一般
年会費

900円

中学生以下**500円**
※令和6年4月1日現在で
中学生以下の方
途中加入の場合 **9月30日以降半額**

最高で
見舞金

100万円

死亡

死亡見舞金 **100万円**
傷害見舞金 **2~30万円**
身障見舞金 **50万円**

共済期間
令和6年4月1日~
令和7年3月31日
※令和6年4月1日以降加入の
場合は、発災日の翌日から
令和7年3月31日まで

加入の手続きはお早めに

見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定します。ただし、請求期限は事故日翌日から2年間となりますので、期限までにご請求ください。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

【令和4年度共済事業の状況】

加入者数	94,604人
見舞金給付件数	739件
見舞金給付金額	61,920千円

お申込み・お問合せは、居住地の市役所・町村役場へ

詳しくは裏面をご覧ください。

